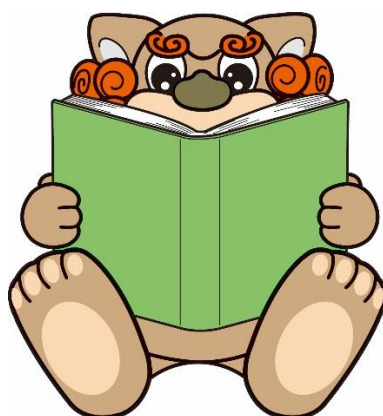


住居確保給付金(転居費用補助)のしおり

～住居確保給付金(転居費用補助)のご案内～

(世帯収入の減少により住居を喪失する又はそのおそれのある方へ)



府中市マスコットキャラクター

ふちゅこま

お問い合わせ先

府中市役所 生活福祉課 自立生活支援担当 ☎042-335-4191

住居確保給付金(転居費用補助)のご案内

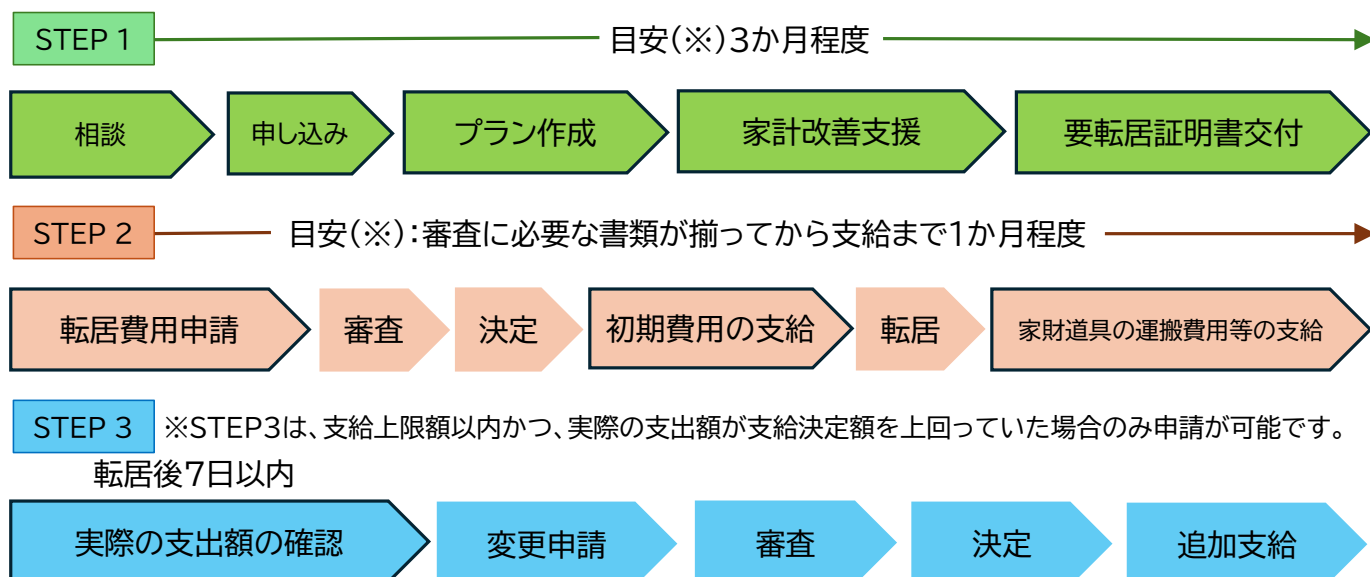
収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

【相談から支給までの概要】

◎住宅確保給付金(転居費用補助)申請にあたって

- ・住宅確保給付金(転居費用補助)の支給を申請する場合には、家計改善支援事業による支援の結果として「転居が必要であり、その費用の捻出が困難であると認められること」が要件の一つです。
- ・自立相談支援機関での相談を受けただうえで、家計改善支援の利用が必要になります。

※実際にかかる期間については、個々の状況に応じて異なります。



詳細については次のページ以降をご確認ください。

【目次】

1. 家計改善支援事業とは…………… 2 ページ
2. 転居費用の補助の対象経費・支給上限額・支給方法… 2 ページ
3. 転居費用の補助を受給するための要件…………… 3 ページ
4. 収入等の基準について…………… 4 ページ
5. 手続きの流れ…………… 5 ページ
6. 適正な受給のために…………… 8 ページ



1 家計改善支援事業とは

生活費のやりくりがうまくいかない方に、専門家と一緒に、収支のバランスや借金など、現在の家計状況を整理し、自ら家計を管理できるようにアドバイス等の支援を行います。また、必要に応じて専門機関の窓口紹介などを行います。生活困窮者自立支援制度のメニューの1つであるため、自立相談支援事業の申込が必要となります。

2 転居費用補助の対象経費・支給上限額・支給方法

(1) 対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none">●転居先の住宅に係る初期費用 (礼金・仲介手数料・家財債務保証料・住宅保険料)●転居先への家財運搬費用●ハウスクリーニングなどの原状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む)●鍵交換費用	<ul style="list-style-type: none">●敷金●契約時に払う家賃(前家賃)●家財や設備(風呂窯、エアコン等)の購入費

(2) 支給上限額

転居先の住居が所在する市町村の生活保護の住宅扶助基準額に基づく額の3倍(これによりがたいときは、別に厚生労働省が定める額)が上限となります。

住居が府中市内の場合

世帯人数	特別基準額	特別基準額×4
単身	69,800 円	279,200 円
2人	75,000 円	300,000 円
3人	81,000 円	324,000 円

(3) 支給方法

原則として、給付金は不動産仲介業者等の指定口座へ、市役所より直接振り込みとなります。

※支給対象とならない経費等は、申請者本人より直接不動産業者等にお支払いいただきます。



3 転居費用の補助を受給するための要件

申請時に次の①から⑪のすべてに該当する方が対象となります。

①基本要件

申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額(以下、「世帯収入額」という。)が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。

②収入減少要件

申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。

③生計維持要件

申請日の属する月において、世帯の生計を主として維持していること。

④収入要件

申請日の属する月における世帯収入額が収入基準額(P4「※表1」参照)以下であること。

⑤資産要件

申請日における申請者世帯の所有する金融資産の合計額が、金融資産上限額(P4「※表2」参照)以下であること。

⑥家計改善に要する要件

家計に関する相談支援において、「家賃が低額な物件等へ転居し支出を削減する」、「転居に伴い家賃が上がる(持ち家からの転居を含む)が、家賃負担を含めた家計全体の支出が改善される」など、自立を促進するために転居する必要があるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること。

⑦類似給付に関する調整規程

自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

⑧申請者及び申請者と同一世帯に属する者のいずれも、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号」に規定する暴力団員でないこと。

⑨現在、生活保護を利用していないこと。

⑩過去に住居確保給付金の転居費用補助の支給を受けていないこと。もしくは、過去に住居確保給付金の転居費用の補助の支給を受けたが、受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等(本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く)により世帯収入が著しく減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年経過していること。

⑪上記①から⑩までの項目に該当し、【住居確保給付金申請時確認書(様式1-2A)】の内容について誓約及び同意すること。



4 収入等基準について

申請日の属する月における、世帯収入額が、次の「収入基準額」を超えないこと。

・収入とは、給与収入、事業収入(例:自営業など)、公的給付(例:失業給付や年金など)、その他恒常的な収入(例:仕送りなど)など、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。

【給与収入】=総支給額(社会保険料天引き前)－交通費支給額

【自営業等の事業収入】=総収入金額－必要経費(事業収入を得るための必要経費)(※確定申告に準ずる)

※表1 収入基準額

世帯人数	① 収入基準額	収入上限額
	② 基準額+実際の家賃(③家賃の上限)	
1人	84,000円+申請者家賃(上限69,800円)	153,800円
2人	130,000円+申請者家賃(上限75,000円)	205,000円
3人	172,000円+申請者家賃(上限81,000円)	253,000円
4人	214,000円+申請者家賃(上限86,000円)	300,000円
5人	255,000円+申請者家賃(上限91,000円)	346,000円
6人	297,000円+申請者家賃(上限91,000円)	388,000円
7人以上	334,000円+申請者家賃(上限97,000円)	431,000円

●家賃額には共益費・管理費・駐車場代等は含まれません。

●申請者が持ち家または住居を持たない場合は、その居住の維持または確保に要する額となります。

・持ち家の場合・・・固定資産税、火災保険等の該当住居の維持にかかる費用など。

・住居を持たない場合・・・ネットカフェ利用料等の寝泊りする場所の確保に要する費用など。

※表2 金融資産額

世帯人数	1人	2人	3人
金融資産上限額	504,000円	780,000円	1,000,000円

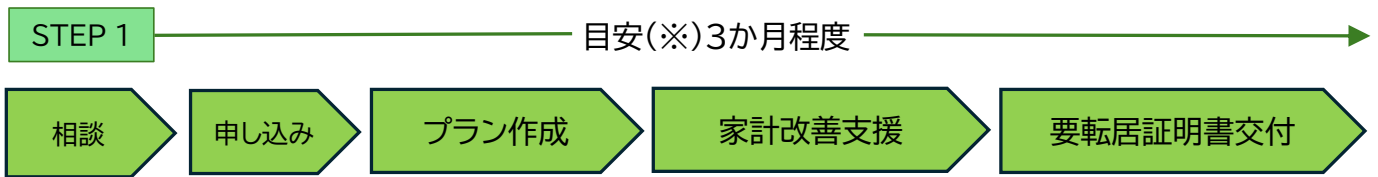
【金融資産】

・手持ち現金、預貯金(定期資産や外貨を含む)、債券、株式、投資信託(NISA含む)、暗号資産等

※負債がある場合、金融資産との相殺は行いません。

5 手続きの流れ

※実際にかかる期間については、個々の状況に応じて異なります。



1 相談

家計の見直しなど、まずは困っていることや解決したいことをお聞かせください。

2 利用申し込み

自立相談支援事業及び家計改善支援事業の利用申し込みをします。

3 プラン作成・目標設定

家計の見直しや、その他のお困りごとについて一緒に整理をします。
解決に向けた目標を立てて、具体的に取り組むためのプランを一緒に作ります。

4 家計改善支援の実施

家計の状況の改善のため、現在の収入や支出の状況を把握し、家計の状況の「見える化」を図り、生活を早期に再生させるための「家計改善支援計画(家計再生プラン)」を策定します。
また、家計収支を改善し、家計管理能力を高めることができるように「初回聞き取りシート(家計計画表)」や「キャッシュフロー表」の作成等を行うとともに、家計の改善のために転居が必要であること及び転居のための費用の捻出が困難であることを確認します。

5 要転居証明書(様式10)の交付

家計改善支援の結果、転居が必要と認められた場合には、「要転居証明書(様式10)」が交付されます。

STEP2へ

※実際にかかる期間については、個々の状況に応じて異なります。

STEP 2 目安(※):審査に必要な書類が揃ってから支給まで1か月程度

転居費用申請

審査

決定

初期費用の支給

転居

家財道具の運搬費用等の支給

6 住居確保給付金(転居費用補助)の申請

必要な書類を添付し、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書(則様式第1号の2(様式1-1))」を市役所生活福祉課へ提出し、「住居確保給付金申請時確認書(様式1-2A)」の誓約事項及び「同意事項の確認」に署名します。

7 転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等との調整

支給申請者は、家計改善支援事業を通じて示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等へ申請書の写しを提示し、転居先の住居を探します。

8 審査の開始

9 追加書類を市役所へ提出

下記の書類を市役所生活福祉課に提出します。

- ①「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-2)(不動産仲介業者等から交付を受けた書類)
- ②転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類。
各種見積書(家財の運搬費用、原状回復費用等)

【注意事項】

- ・支給の審査は、「必要な書類が一式揃った状態」から開始となります。
- ・審査開始から支給までは、1か月程度の期間を要します。そのため、初期費用の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等について、予め不動産仲介業者等と調整をお願いします。
- ・確保しようとする住居の家賃額が、「家計改善支援事業を通じて示された家賃額を超える場合」には、市役所生活福祉課へご連絡ください。

10

住居確保給付金の支給決定

支給の決定内容について、市役所生活福祉課より申請者本人へ通知されます。

※以下は支給決定された場合の流れ

11

住居確保給付金の支給が決定した旨を、申請者本人から不動産仲介業者等に申告を行います。

【注意事項】

- ・転居に要する費用(初期費用、家財の運搬費用等)が決定通知書に記載の金額を上回る場合、差額については申請者本人の自己負担となります。
- ・転居に要する費用の実際の支払金額が支給決定金額を下回った場合は、差額分を返還していただきます。

※給付金は、不動産仲介業者等の指定口座へ、市役所より直接振り込みとなります。(申請者本人の口座ではありません。)

12

転居・家財道具の運搬費用等の支給

※家財道具の運搬費用等についても、給付金は選定業者の指定口座へ市役所より直接振り込みとなります。

STEP3へ



STEP 3

転居後7日以内

実際の支出額の確認

変更申請

審査

決定

追加支給

※STEP3は、支給上限額以内かつ、実際の支出額が支給決定額を上回っていた場合のみ申請が可能です。

13

住宅入居日から7日以内に住居確保報告書(様式5)および必要書類を市役所生活福祉課へ提出(郵送可)

下記の書類を提出してください。

- ・住居確保報告書(様式5)
- ・賃貸借契約書の写し
- ・新住所における住民票の写し

【その他】

- ・実際の支出額が支給決定額を上回っていた場合、支給上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲であれば、差額を追加支給できる場合があります。詳しくは市役所生活福祉課へご相談ください。
- ・実際の支給額が支給決定額を下回っていた場合は、差額分を返還していただきます。

6 適正な受給のために

- ・虚偽の申請や届出など、不適正な受給に該当することが判明した場合、以後の給付金の給付を中止するとともに、過支給分の全額または一部について返還していただきます。
- ・本給付金の振込先である不動産仲介業者等が、暴力団員等と関係を有する業者等であることが確認された場合は、当該業者等に関わる給付金の振り込みを中止します。

